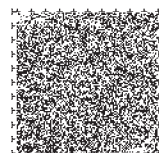


葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次)

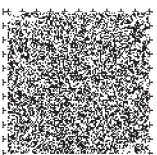
令和3年4月
葛飾区



本計画書の下部に印刷されている記号は「音声コード」です。また、そのページの端にある半円の切り欠きは、音声コードの位置を示しています。

音声コードは、紙の情報を「読む」ものから、専用の読み取り装置を使用し「聞く」ものにする記号です。

視覚障害のある方や高齢の方なども、同じ紙媒体から情報を得ることが出来ます。



はじめに

葛飾区は、平成23年4月に葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第3次）を策定し、「コミュニティを活かしてつくる循環型のまち」を将来像として、ごみを減らし資源を有効に活用することで環境への負荷を低減させる「資源循環型地域社会」の構築に努めてきました。その後、目標達成状況や施策の実施状況などを踏まえ、内容を見直し、平成28年4月に葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第3次）改定版を策定し、さらなるごみ減量・3Rを押し進めてきました。

現在は、「かつしかルール」の取組をはじめとして、ごみの発生抑制を最優先とした3Rの普及啓発活動や情報提供といった取組により、区内から発生するごみ量を着実に減少させているところでございます。

近年の国の動向としては、平成30年6月の第4次循環型社会形成推進基本計画策定以降、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の制定が行われました。循環型社会の形成に向け、国民・事業者・地方自治体等との連携・協働による取組が強化されています。

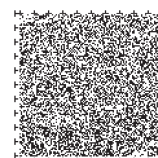
本区においては、令和2年2月に「葛飾区版SDGs」を掲げるとともに「ゼロエミッションかつしか宣言」を行いました。さらには、この度の一般廃棄物処理基本計画（第4次）の策定と合わせて、葛飾区食品ロス削減アクションプランを策定することで、世界的に求められているプラスチック対策や食品ロス対策にも注力し、資源循環型地域社会の形成に向けて取組を加速させてまいります。

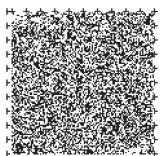
今後は、新型コロナウイルス感染症の流行によって求められることとなった「新しい生活様式」に対応しつつ、区民・事業者・区が一体となって施策を展開してまいります。区民・事業者の皆様とともに手を取り合って進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、パブリックコメントにて区民の皆様のご意見をいただくとともに、葛飾区リサイクル清掃審議会において委員の皆様にご審議いただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

令和3年（2021年）4月

葛飾区長 青木克徳

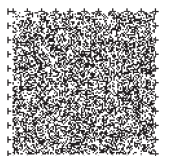




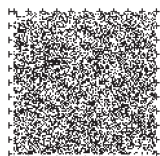
目次

葛飾区一般廃棄物処理基本計画

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画期間	1
3 計画の対象	1
第2章 計画の基本理念・基本方針	2
1 基本理念	2
2 基本方針	2
第3章 ごみ処理の現状	3
1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢	3
(1) 国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の動向	3
(2) 葛飾区の動向	4
2 葛飾区の現状	6
(1) 人口及び世帯数	6
(2) 高齢者の人口推移	7
3 区のごみ処理の現状	7
(1) 分別区分	7
(2) ごみと資源の処理の流れ	9
4 区のごみと資源の排出量	10
5 区の資源回収量と資源回収率	10
6 区のごみの組成分析結果（令和元年度結果）	11
7 ごみ処理事業に要する経費	14
第4章 ごみ処理の課題	15
1 ごみの発生抑制に関する課題	15
2 資源化に関する課題	16
3 収集、運搬、処理、処分に関する課題	17
第5章 計画の体系	18
第6章 計画の目標	20
第7章 施策の展開	20
基本方針 I ごみの発生抑制・再使用の推進	20
1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進	20
2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進	25



基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進	26
1 家庭から出る資源の循環	26
2 事業所から出る資源の循環	30
基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進	30
1 効率的・効果的な清掃事業の推進	30
2 ごみの適正排出に向けた取組	31
3 中間処理	32
4 最終処分	34
第8章 災害対策	35
第9章 生活排水処理基本計画	35
第10章 計画の推進体制	36
1 計画の推進体制	36
2 計画の進行管理	36
<u>葛飾区一般廃棄物処理基本計画（資料編）</u>	37
<u>葛飾区食品ロス削減アクションプラン</u>	42



第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」第32条に基づき策定しています。

また、本計画は「葛飾区基本構想」「葛飾区基本計画」「葛飾区実施計画」及び「葛飾区環境基本計画」を上位計画と位置付け、「葛飾区環境基本計画」の部門別計画として、本区で発生する一般廃棄物の処理に関して、中期的な対応を図るための指針となります。

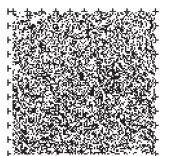
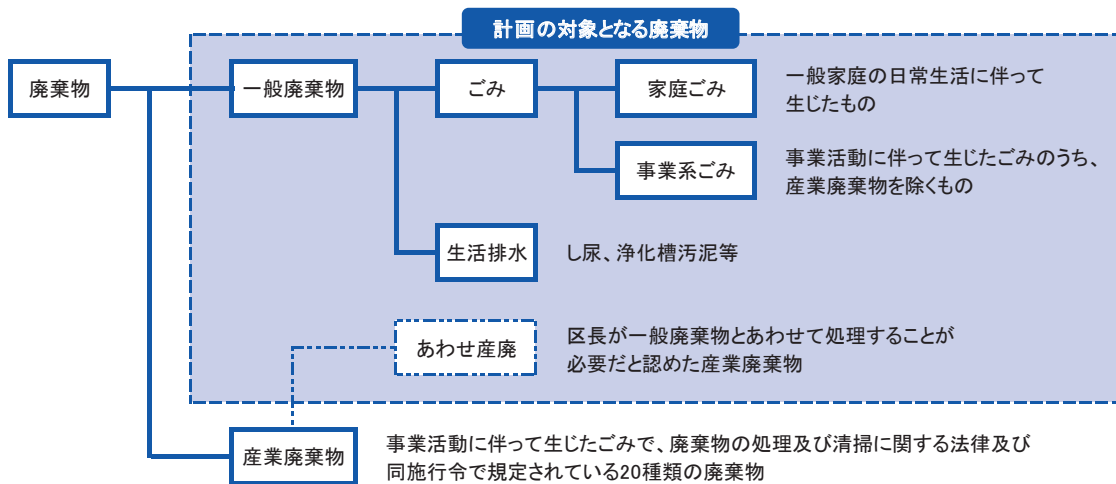
なお、中間処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）の「一般廃棄物処理基本計画」や、最終処分を管理する東京都の廃棄物処理に関する計画など、関係を有する計画と調和を図りながら策定しています。

2 計画期間

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

本計画は、区内で発生する一般廃棄物と、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要だと認めた産業廃棄物（あわせ産廃）を対象とします。



第2章 計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

本区の特徴を活かし、区民・事業者・区が一体となり、一般廃棄物の発生抑制を最優先とした持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます。

基本理念

持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます！

本計画に関連するSDGsの目標



2 基本方針

本計画では、前項の基本理念のもと、基本方針を以下の3つに定め、資源循環型地域社会を目指します。

基本方針

I

ごみの発生抑制・再使用の推進

基本方針

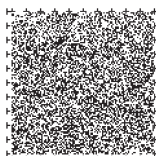
II

多様な資源循環の推進

基本方針

III

適正なごみ処理の推進



持続可能な開発目標（SDGs）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



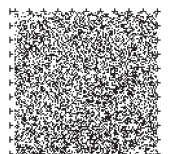
第3章 ごみ処理の現状

1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢

(1) 国・東京都・清掃一組の動向

今日において、環境保全是人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は改められてきていますが、現在も、温室効果ガスの排出による地球温暖化や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊などの環境問題に対する懸念が深まっています。このような状況の中、2015年に国連サミットにおいてSDGsが採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が着目されるようになりました。

国が平成30年6月に策定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、「第3次循環型社会形成推進基本計画」で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。この方向性に基づき、具体的な



取組として家庭系食品ロス半減に向けた国民運動やライフサイクル全体での徹底的な資源循環を挙げています。取組の進展に関する指標と目標値は以下のとおり定められています。

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
一人一日当たりのごみ排出量	約 850g/人・日
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人・日

東京都においては、「持続可能な資源利用への転換」や「良好な都市環境の次世代への継承」を柱として、平成 28 年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されました。

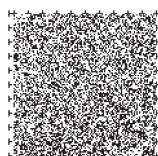
取組指標	目標値	
	2020（令和2）年度	2030（令和12）年度
排出量	平成 24 年度比約 5%削減	平成 24 年度比約 10%削減
	435 万 t	413 万 t
再生利用率	27%に増加	37%に増加
最終処分量	32 万 t まで削減	21 万 t まで削減

また、清掃一組は、国や東京都の施策を踏まえたうえで、今後 23 区のごみを取り巻く状況が大きく変化する可能性を見据え、令和 2 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。「循環型ごみ処理システムの推進」を目標に掲げ、「効率的で安定した全量処理体制の確保」「環境負荷の低減」「地球温暖化防止対策の推進」「最終処分場の延命化」「災害対策の強化」の 5 つの大きな施策に基づく取組を実施し、循環型社会形成に寄与することとしています。

（2）葛飾区の動向

本区では、平成 23 年 4 月に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）」を策定し、かつしかルール の普及啓発を中心に、生ごみの減量と雑紙の分別に取り組んできました。その後、平成 28 年に計画の改定を行い、引き続きごみ減量や資源化に関する取組を実施しています。取組の一例として、古布や小型家電の回収ボックスの増設やパソコンの事業者回収、蛍光管の集積所回収の開始など、資源回収の場を増やしてきました。

今後は「葛飾区版 SDGs」や「ゼロエミッションかつしか」を念頭に置いた廃棄物分野での取組を進めることで、資源循環型地域社会の形成を目指していきます。



コラム：みんなで取り組むかつしかルール

「かつしかルール」とは？

区民・事業者・区の協働で葛飾区のごみの量を減らし、また、資源を良質なりサイクルにつなげるための取組です。

【かつしかルールの取組】

1 生ごみの減量

使わないで捨ててしまう食材をなくす、三角コーナーなどで水を切った生ごみをさらに絞ることで、生ごみの大幅な減量につながります。

2 雑紙^{ざつがみ}※を徹底して分別し、資源にする

お菓子やティッシュペーパーの箱、トイレットペーパーの芯など、身の回りにある多くの紙類は資源として出すことでリサイクルできます。

【かつしかルールの目標】

- 1 生ごみの減量、雑紙の分別を実践している割合が80%以上
- 2 燃やすごみに含まれるリサイクル可能な紙類を10%以下

※雑紙：段ボール、新聞、雑誌、紙パック以外のリサイクルできる紙類全般のこと。
(雑紙の例) カタログ、コピー用紙、はがきなど。

コラム：地球にやさしい葛飾区

「葛飾区版SDGs」とは？

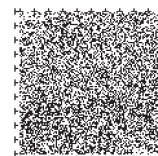
SDGsが目指す「社会、環境、経済のバランスの良い発展」を見据え、いつまでも幸せに暮らせる、夢と誇りあるふるさと葛飾を区民と協働して実現し、持続可能な葛飾区の発展を目指す取組です。



「ゼロエミッションかつしか宣言」とは？

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。国連の報告によれば、気候変動による深刻な被害を食い止めるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示されています。

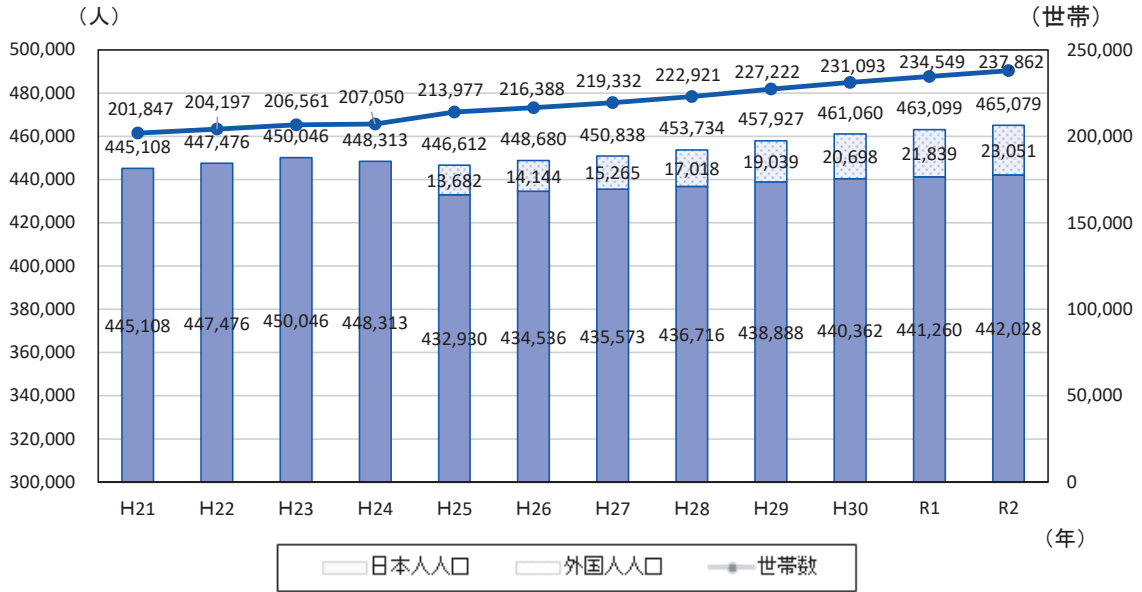
このことを踏まえ、本区は、都内の区市町村に先駆け、「ゼロエミッションかつしか」として、2050年までに区内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。



2 葛飾区の現状

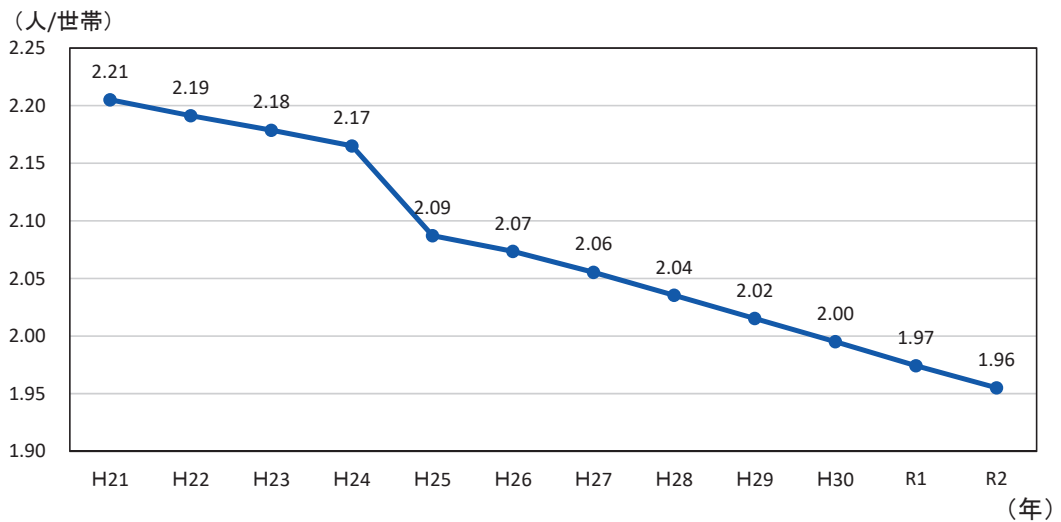
(1) 人口及び世帯数

本区の人口は令和2年4月1日現在465,079人です。平成25年度以降、増加傾向を示しています。世帯数は令和2年4月1日現在237,862世帯で、1世帯当たりの人員は1.96人です。世帯数は人口と同様に増加傾向ですが、1世帯当たりの人員は平成21年度から減少傾向を示しています。外国人人口は、令和2年4月1日現在23,051人で、平成25年度以降増加傾向を示しています。



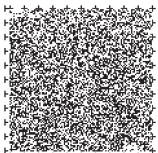
資料：葛飾区戸籍住民課 各年4月1日現在

図1 人口及び世帯数の推移



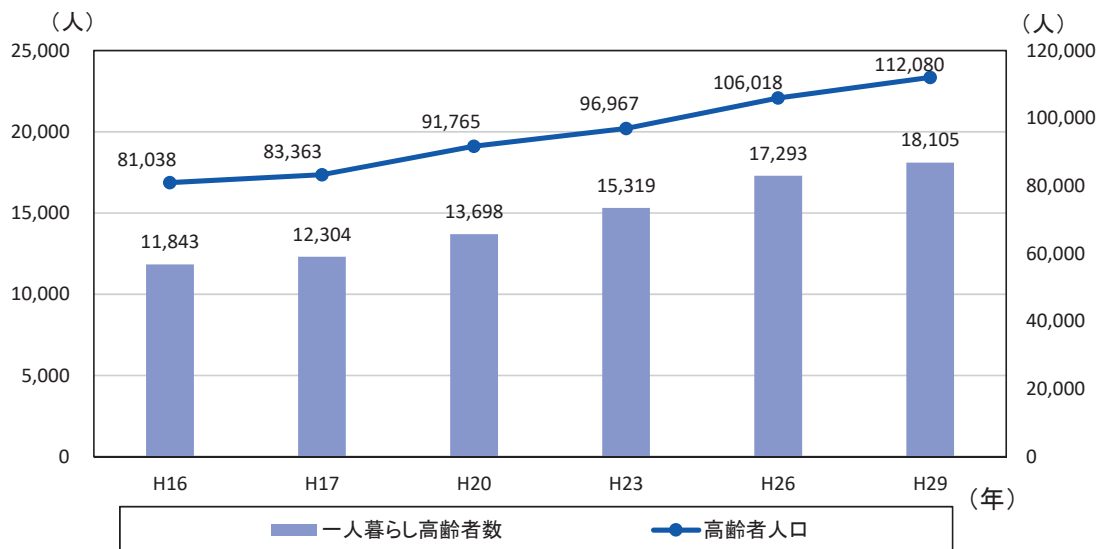
資料：葛飾区戸籍住民課 各年4月1日現在

図2 一世帯当たりの人員の推移



(2) 高齢者の人口推移

本区の高齢者人口（65歳以上）は、令和2年4月1日現在で113,928人であり、高齢化が経年的に進んでいます。また、一人暮らし高齢者数は平成29年5月1日現在で18,105人であり、高齢者人口の増加に比例して一人暮らし高齢者数も増加しています。



資料：葛飾区福祉管理課 各年5月1日現在

図3 高齢者人口及び一人暮らし高齢者数の推移

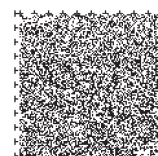
3 区のごみ処理の現状

(1) 分別区分

燃やすごみは週2回、燃やさないごみは月2回、集積所で収集し、粗大ごみは申込制による指定日収集と持込制度を行っています。

資源については、プラスチック製容器包装を週1回、古紙、びん・缶、ペットボトル、食品トレイを週1回、それぞれ集積所で回収しています。

また、このほかにも拠点回収や集団回収などによる回収も行っています。



<ごみ・資源の区分と排出方法>

		行政回収		集団回収	
		集積所	拠点回収		
ごみ	燃やすごみ	○			
	燃やさないごみ	○			
	粗大ごみ	予め指定した場所で収集			
資源	プラスチック製容器包装	○			
	古紙	新聞・雑誌・ダンボール・雑紙	○		○
		紙パック	○	○	○
	びん・缶	○		○	
	ペットボトル	○	○		
	食品トレイ	○	○		
	古布		○	○	
	乾電池		○		
	プリンターのインクカートリッジ※ ¹		○		
	使用済小型電子機器等（30 cm以下）※ ²		○		
廃食用油		○			

※1：インクカートリッジ里帰りプロジェクトによるメーカー回収。

※2：携帯電話やデジタルカメラなどの金、銀、銅などの希少金属を含む家電類のこと。

一辺の長さが30 cmを超える家電類については、粗大ごみとして収集し、選別回収を行っている。

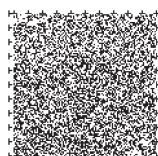
また、令和元年10月1日から環境省認定事業者のリネットジャパン（株）と協定を締結し、平成15年9月以前に販売されたパソコンや自作のパソコンの無料回収をしている。

●資源回収の方法

集積所回収：家庭あるいは事業所から集積所に排出された資源を区が回収すること。

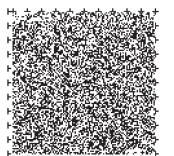
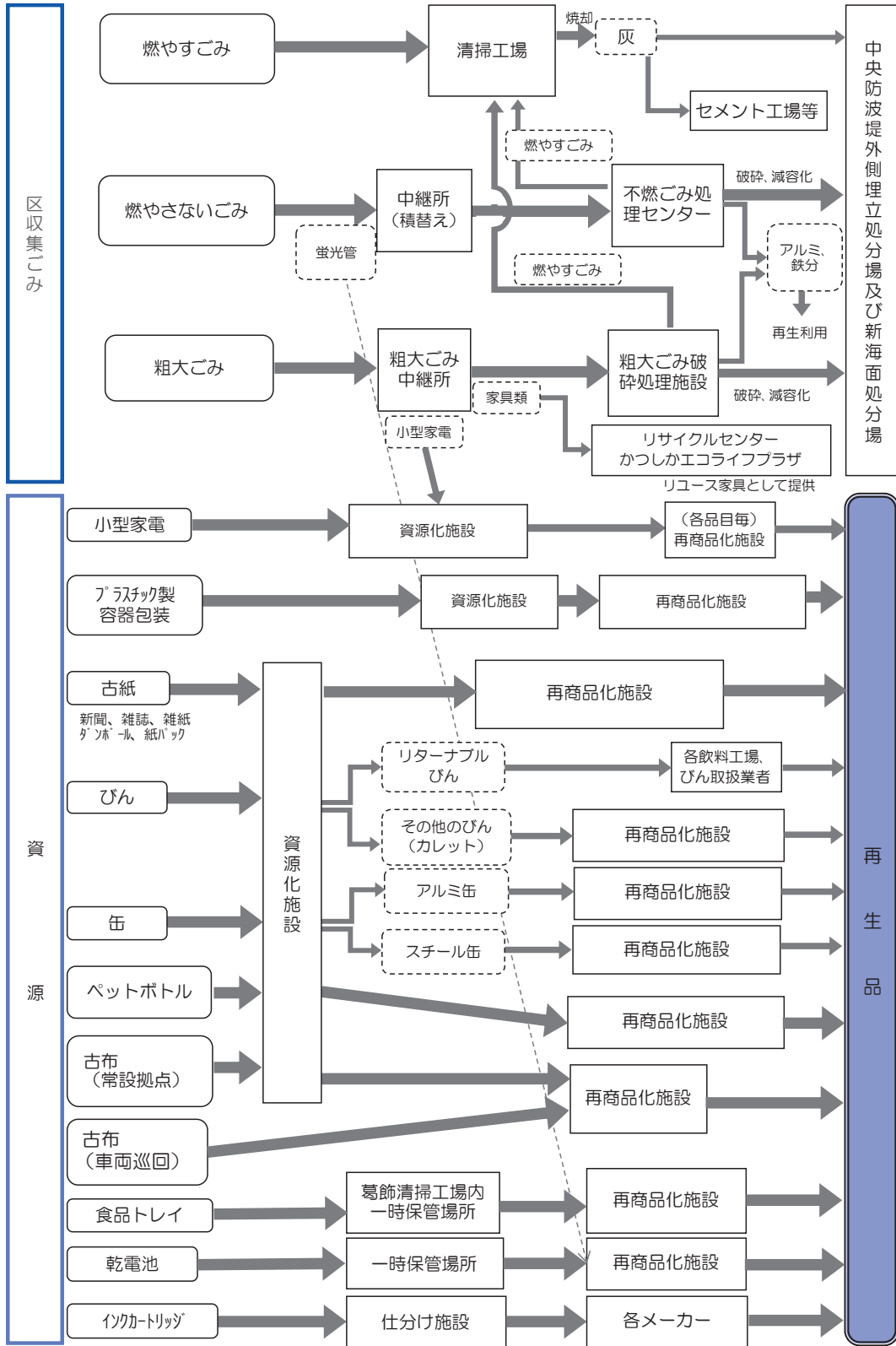
拠点回収：家庭から地区センターや図書館等へ持ち込まれた資源を区が回収すること。

集団回収：自治町会・PTA・子ども会等地域団体が自主的に行う資源回収のこと。



(2) ごみと資源の処理の流れ

ごみの収集・運搬は本区、焼却・破碎等の中間処理は清掃一組、最終処分は東京都が、それぞれ分担・連携して行っています。



4 区のごみと資源の排出量

ごみと資源の年間総排出量（区収集ごみ、持込ごみ、資源回収の合計）は、平成18年度以降おおむね減少傾向で推移しています。令和元年度のごみと資源の年間総排出量は131,979 tであり、一人一日当たりの家庭ごみ排出量は495 gでした。

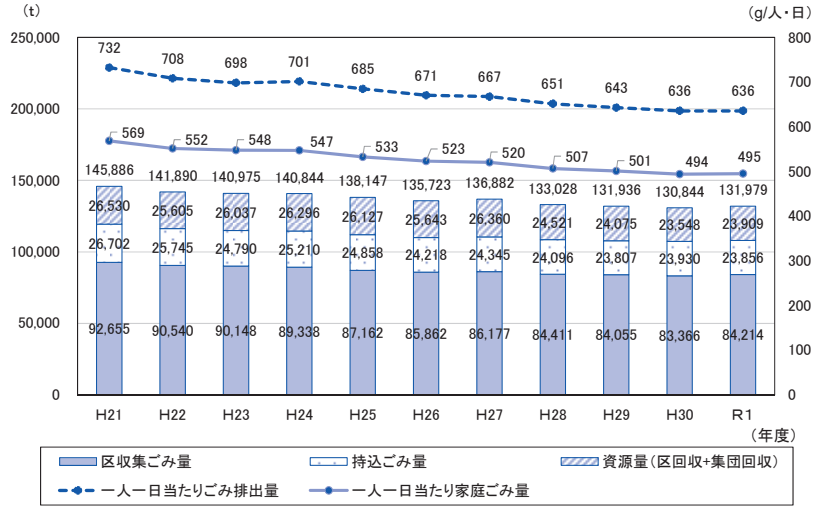


図4 区のごみと資源の排出量の推移

5 区の資源回収量と資源回収率

資源回収量と資源回収率の推移を以下に示します。

区が収集した資源回収量はほぼ横ばい傾向ですが、集団回収量については平成27年度以降減少しています。資源回収率は22%～23%をおおむね横ばいで推移しています。

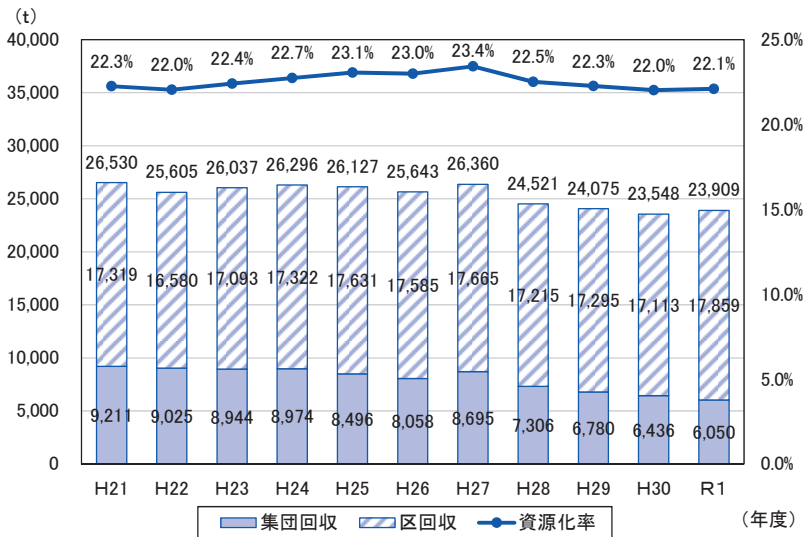
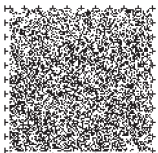


図5 区の資源回収量と資源回収率の推移



6 区のごみの組成分析結果（令和元年度結果）

（1）燃やすごみ

前回調査（H29）と比較すると、家庭ごみについては厨芥（生ごみ）の割合が大きくなっている一方で、紙類の割合は減少しています。事業系ごみについては、厨芥（生ごみ）・紙類ともに割合が減少していますが、プラスチック類の割合が増加しています。不適正排出率は前回調査に比較し、減少が見られました。

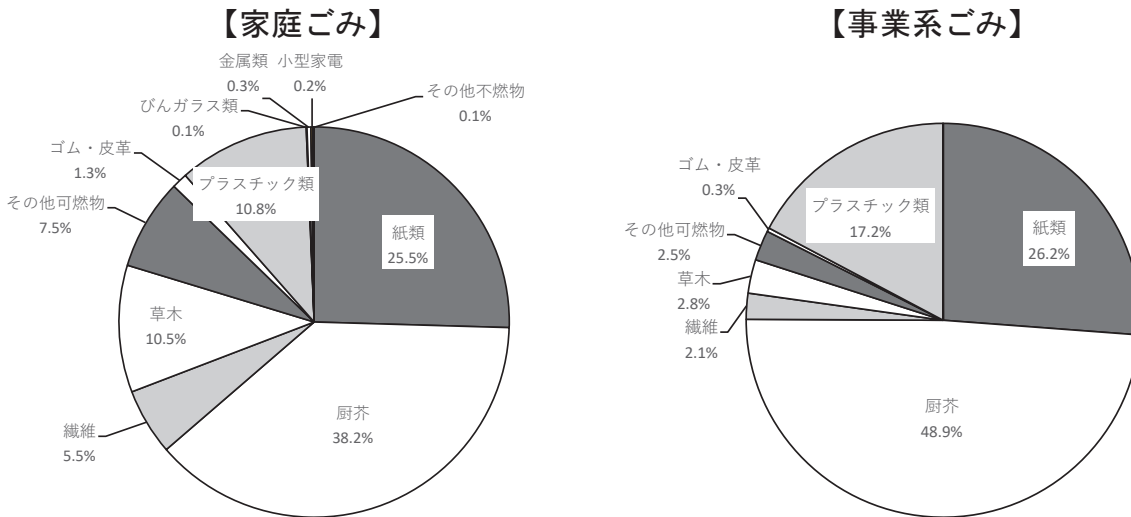


図6 燃やすごみの組成

※小数点第2位で四捨五入しているため、各項目の合計が100%にならない。また、0.05%未満は0.0%と表示している。

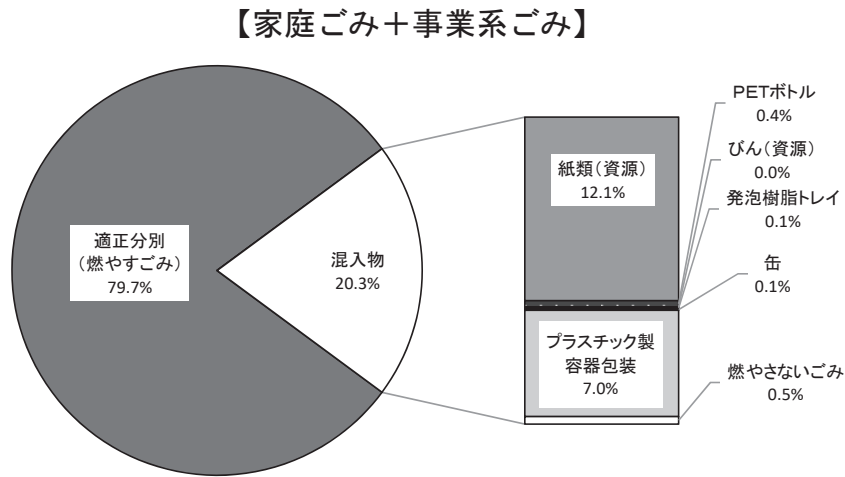
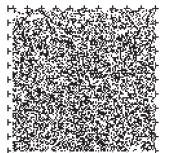


図7 適正排出率と資源等混入率（燃やすごみ）

※家庭ごみと事業系ごみの合計から作成しているため、図6の数値と一致しない。

※小数点第2位で四捨五入しているため、混入物の合計が20.3%にならない。



(2) 燃やさないごみ

組成分析結果では、前回調査（H29）と比較して可燃物の増加が見られました。また、不適正排出率や、飲食用びんの増加が見られました。

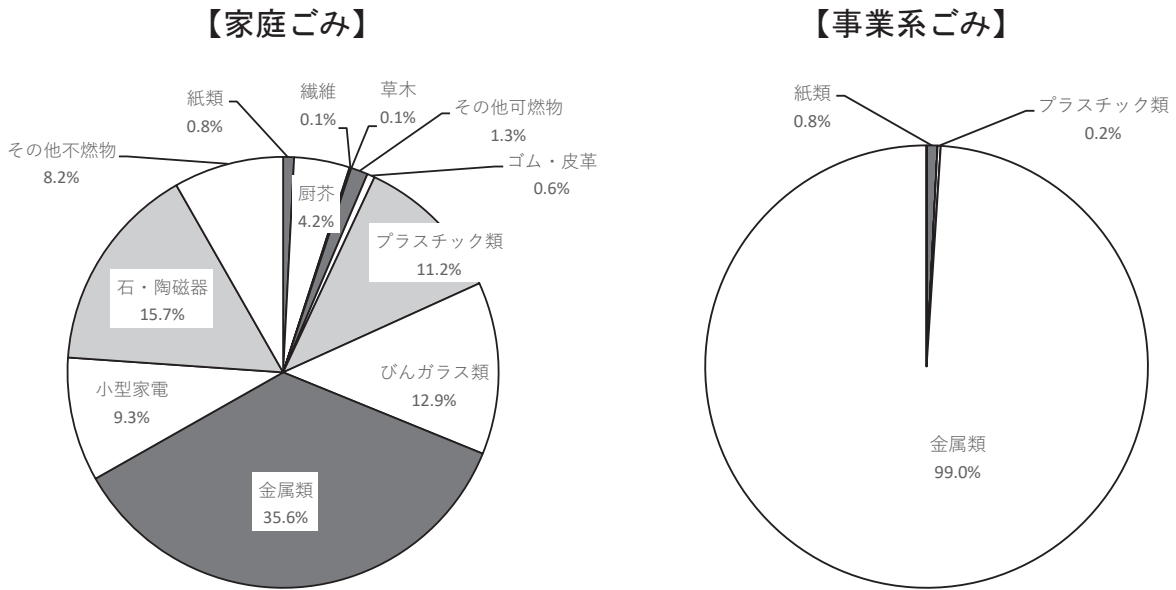


図8 燃やさないごみの組成

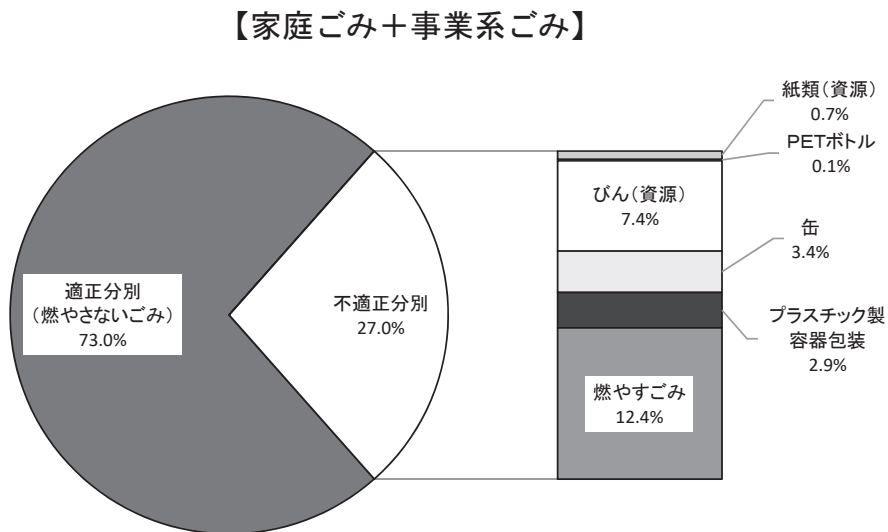
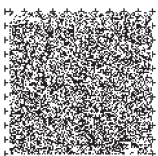


図9 適正排出率と資源等混入率（燃やさないごみ）

※家庭ごみと事業系ごみの合計から作成しているため、図8の数値と一致しない。

※小数点第2位で四捨五入しているため、混入物の合計が27.0%にならない。



(3) プラスチック製容器包装

組成分析結果では、前回調査（H29）と比較してPETボトルの割合が増加し、それに伴い、PETボトルの不適正排出率も増加しました。

【家庭ごみ】

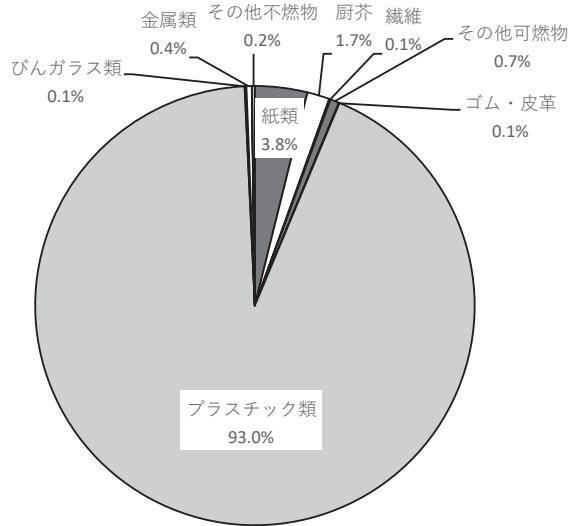


図10 プラスチック製容器包装の組成

※小数点第2位で四捨五入しているため、各項目の合計が100%にならない。

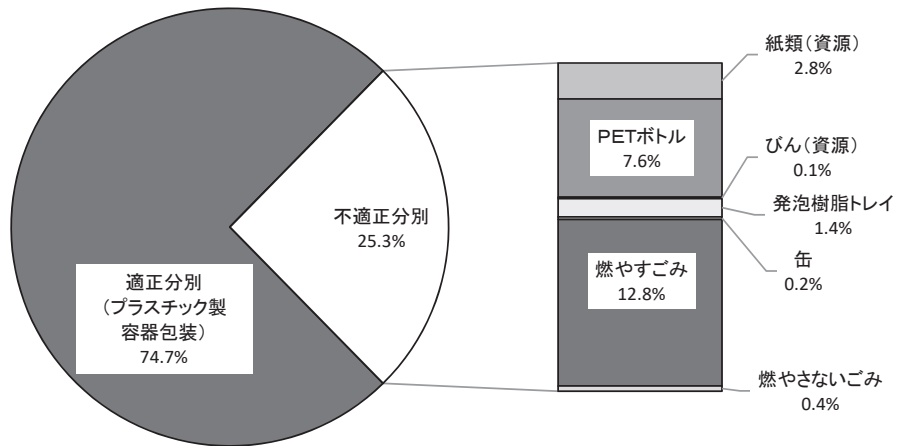
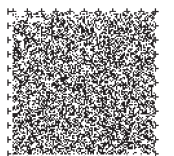


図11 適正排出率と資源等混入率（プラスチック製容器包装）



7 ごみ処理事業に要する経費

本区の清掃事業経費は平成25年度以降約59億円から60億円の間に推移し、平成30年度は約58億4千万円です。近年、ごみ処理単価はごみ量の減少に伴い、平成27年度からやや増加傾向を示しています。また、23区平均と比較すると、平成27年度までは23区平均を上回っていますが、平成28年度以降は下回っています。

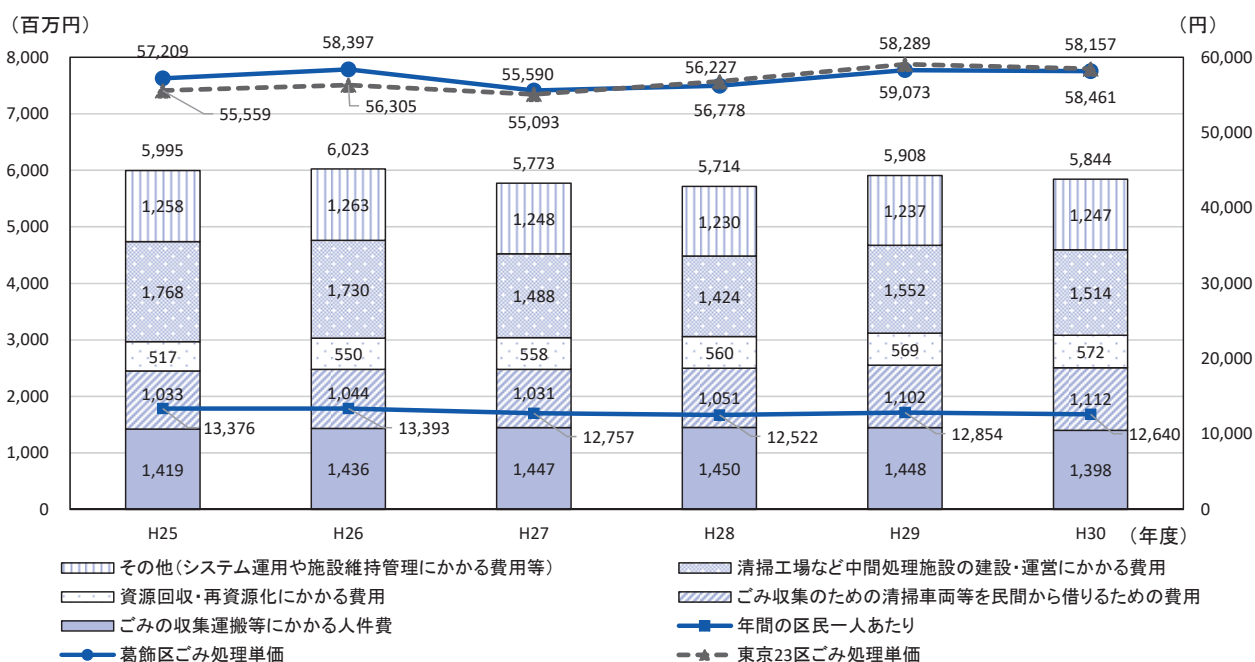
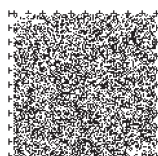


図12 葛飾区の清掃事業経費の推移



第4章 ごみ処理の課題

1 ごみの発生抑制に関する課題

(1) 家庭ごみ

本区の家庭ごみ排出量は、年々減少傾向にあります。一人一日当たりの排出量も、特別区の平均を下回っています。しかし、国の目標や今後の景気の動向、社会情勢の変化に伴う消費の増減等を考慮し、さらなるごみ減量を進めていく必要があります。

本区では「かつしかルール」として、①容易に実践できること、②多くの人が取り組むことができること、③ごみの減量やリサイクルに貢献する誇りを持って取り組むことができること、という3つの要素を全て満たす取組を提案・実施しています。特に紙類については、燃やすごみに対する割合が約25%となっており、まだ不適正排出を減らす余地があるため、雑紙に対する分別徹底を進めていく必要があります。

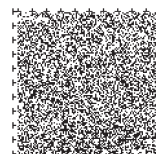
また、SDGsにおいて食品ロスについて言及されたことから、食品ロス削減が国際的に重要な課題として取り上げられました。世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、日本は食料の多くを輸入に依存しているため、真摯に取り組むべき課題と認識されています。このような背景から、令和元年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロス削減が国民運動として位置付けられました。地方公共団体においても、食品ロス削減のための取組を加速させていく必要があります。

現在本区では、「食べきり・使いきりメニューコンテスト」や「食べきり・使いきりメニュー料理教室」、「フードドライブ事業」など、区と団体との協働による食品ロス削減に向けた取組を進めています。今後は、事業者とも協働し、より一層食品ロスを削減していくための施策を展開する必要があります。

(2) 事業系ごみ

本区の事業系ごみ排出量は、おおむね減少傾向にあり、令和元年度は23,856 tです。ただし、減少傾向とはいえ、ごみ総排出量に占める割合は約22.1%であり、いまだに多くの割合を占めています。

事業者は、自らごみを適切に処理する責任があり、大規模の事業所などはその処理を許可業者（事業系一般廃棄物の収集もしくは運搬を事業として行うことを、区市町村長から許可された業者）に委託しています。しかし、本区は従業者が4人以下の事業所が約65%を占めるなど、比較的小規模な事業所が多い特性があります。事業系ごみであっても、区が定める排



出基準量以下であれば、ごみ量に応じた金額の有料ごみ処理券を貼付することで区が収集しています。区内事業所を対象に、区が令和元年度に実施したアンケート調査では、「ごみ減量・リサイクルが今後できると思う」と回答した事業所は約40%程度であり、今後も事業所に対するごみの適正排出や資源化、減量化に向けた取組が必要です。その他、家庭ごみと事業系ごみの区別の徹底や、事業者が自らの責任において処理するよう促す自己処理転換の指導など、引き続き事業者に積極的に働きかけていきます。

また、今後はデジタル化の進展や、技術革新による素材の見直しや製品の薄肉化、軽量化等が進むことが見込まれます。そのため、広く情報収集を行い、研究に努め、事業者が新たな技術を取り入れられるよう情報提供することで、事業系ごみの減量やリサイクルにつなげていきます。

2 資源化に関する課題

(1) 資源化のためのごみの分別徹底

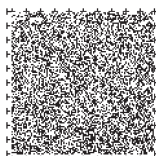
燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装の中には、依然として資源として利用できるものが混入しています（燃やすごみ12.8%、燃やさないごみ11.7%、プラスチック製容器包装12.1%）。そのため、適正な分別を呼び掛けることにより、資源化やごみの減量を徹底する必要があります。

また、資源の回収量の増加に向けて、新たな資源化品目の検討も進めていく必要があります。

昨今では、地球温暖化や海洋プラスチック問題など幅広い課題に対応するため、令和元年度に3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。また、それを受け、東京都では「ゼロエミッション東京戦略」「プラスチック削減プログラム」を策定し、より一層の資源循環を図るための取組が加速しています。さらに、これまで廃棄されていた製品や原材料などを新たな資源としてとらえ、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みである「サーキュラーエコノミー」の考え方を取り入れた、ライフサイクル全体での資源循環を図ることが求められています。

(2) 集団回収の活性化

集団回収による資源回収量は年々減少傾向にあります。要因としては、ペーパーレス化による紙類の流通量の減少に伴う減量や、びん・缶類の軽量化といった企業活動による減量のほか、地域コミュニティの希薄化や



高齢化による活動縮小といった要因が考えられます。

集団回収が活発になることで、資源化に対する意識が高まるだけでなく、地域コミュニティの活性化や、防災・防犯の観点などからも多くの利点が考えられます。また、行政回収から集団回収へ移行することで資源持ち去り防止対策の側面からも効果があります。そのため、引き続き、集団回収実施に向けた区民への意識啓発活動等、集団回収を活性化する施策が必要になります。

3 収集、運搬、処理、処分に関する課題

(1) ごみ処理事業に要する経費の削減

近年、ごみ量の減少に伴い、平成 27 年度から 1 t 当たりのごみ処理事業に要する経費は増加傾向にあります。清掃車両を無駄なく効率よく配車することで経費削減につながります。また、効率的な配車は環境負荷低減にもつながるため、継続した努力が必要です。

(2) 集積所の適正管理

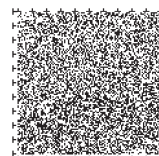
分別できていないごみの排出や、指定された出し方を守らないような集積所への不適正排出を防止するための啓発活動の強化が必要です。

また、近年外国人住民が増加している中で、外国人は生活習慣や文化の違いからごみや資源の出し方に戸惑うこともあるため、適切に排出ができるように地域と連携した取組について検討する必要があります。

(3) 中間処理・最終処分

中間処理に関しては、清掃工場を運営する清掃一組と連携して、引き続き、資源として利用できるものを適切に資源化するなどの適正な中間処理体制を構築していくことが必要です。

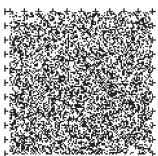
最終処分に関しては、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を少しでも長く使用するため、区民に対し、埋立処分の現状を伝えていきながら、区民と事業者と区との協働によるごみ減量の取組を推進していく必要があります。



第5章 計画の体系

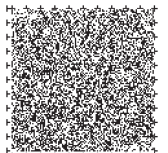
本計画では、以下の体系に基づき施策を展開します。

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進	1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進	
	(1) 食品ロス削減に向けた取組	
	①葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発	
	(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実	
	①子どもを対象とした環境学習の充実	②大人を対象とした環境学習の充実
	③ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実	④普及啓発イベントの実施
	⑤キャラクター（リー（Ree）ちゃん）を活用した普及啓発	⑥区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進
	⑦3R推進パートナーによる3R活動の推進	⑧かつしかエコライフプラザの機能の充実
	(3) 再使用の推進	
	①不用品利用の促進	②不用品の展示・販売
	③グリーンバンク事業の推進	④自転車のリサイクル
	(4) 経済的手法によるごみ減量の推進	
	①3RECOポイント制度の検討	②家庭ごみ減量のための経済的手法の導入
	2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進	
	(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発	
	①区の率先した取組	②事業者への啓発活動
	(2) ごみの適正排出に向けた取組	
	①区収集を利用する事業者に対する適正排出指導	②説明・相談体制の確立
③大規模事業所等に対する適正排出指導		
(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援		
①取組への動機づけ	②業種ごとのガイドライン作成	
(4) 許可業者収集への移行促進		
①区収集排出基準の見直し		



基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進	1 家庭から出る資源の循環	4 質の高い教育をみんなに、8 働きがい、経済成長、社会福祉をすすめる、9 産業とイノベーションに貢献する社会をつくる、12 持続可能な消費と生産を実現する、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう	
	(1) 徹底的なプラスチックの資源循環		
	①プラスチック製容器包装の分別徹底	②マイボックス運動の推進	
	③環境学習へのメニュー追加	④事業者との協働による使用量削減の推進	
	⑤ボトル to ボトルの推進	⑥バイオマスプラスチックに関する普及啓発	
	⑦バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援		
	(2) 雑紙の資源化に向けた取組	4 質の高い教育をみんなに、8 働きがい、経済成長、社会福祉をすすめる、9 産業とイノベーションに貢献する社会をつくる、12 持続可能な消費と生産を実現する、13 気候変動に具体的な対策を、15 持続可能な都市とコミュニティを築こう、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう	
	①かつしかルールの普及啓発の徹底	②雑紙回収チャレンジの実施	
	③事業者向け環境学習		
	(3) 新たな資源化の推進	4 質の高い教育をみんなに、9 産業とイノベーションに貢献する社会をつくる、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 持続可能な消費と生産を実現する、15 持続可能な都市とコミュニティを築こう、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう	
①燃やさないごみの資源化	②粗大ごみの資源化の検討		
③製品プラスチックの集積所回収の検討	④区による資源回収の推進		
(4) 集団回収の取組支援	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 持続可能な消費と生産を実現する、15 持続可能な都市とコミュニティを築こう、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう		
①集団回収の取組支援			
(5) 資源持ち去り防止対策	11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 持続可能な消費と生産を実現する、15 持続可能な都市とコミュニティを築こう、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう		
①資源持ち去り防止対策			
2 事業所から出る資源の循環			
(1) 事業者による資源の自主回収の促進	8 働きがい、経済成長、社会福祉をすすめる、9 産業とイノベーションに貢献する社会をつくる、12 持続可能な消費と生産を実現する、15 持続可能な都市とコミュニティを築こう、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう		
①事業者による資源の自主回収の促進			

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進	1 効率的・効果的な清掃事業の推進	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 持続可能な消費と生産を実現する、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう	
	(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施		
	①ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施		
	(2) 収集・運搬サービスの充実	8 働きがい、経済成長、社会福祉をすすめる、12 持続可能な消費と生産を実現する、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう	
	①収集・運搬サービスの充実		
	2 ごみの適正排出に向けた取組		
	(1) ごみの適正排出に向けた取組	4 質の高い教育をみんなに、6 清潔な水とトイレを世界中に、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 持続可能な消費と生産を実現する、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう	
	①誰もが適正に排出できる環境整備	②不法投棄防止対策	
	③一般廃棄物処理業者の指導	④適正なごみ処理手数料の設定	
	3 中間処理	3 健康と福祉をすすめる、4 質の高い教育をみんなに、7 持続可能なエネルギーをみんなに、8 働きがい、経済成長、社会福祉をすすめる、9 産業とイノベーションに貢献する社会をつくる、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 持続可能な消費と生産を実現する、13 気候変動に具体的な対策を、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう	
①効率的で安定した全量処理体制の確保	②環境負荷の低減		
③地球温暖化防止対策の推進	④最終処分場の延命化		
⑤災害対策の強化			
4 最終処分	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 持続可能な消費と生産を実現する、13 気候変動に具体的な対策を、17 パートナーシップを世界全体で実現しよう		
①最終処分場の延命化			



第6章 計画の目標

本計画は、以下のとおり目標を設定し、目標達成を目指し施策を推進します。

指標	基準 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)	増減
区民一人一日当たりの 家庭ごみ量	495 g	425 g	▲70 g
事業系ごみ年間総排出量	23,856 t	23,805 t	▲51 t
資源回収率	22.1%	27%	+4.9ポイント

第7章 施策の展開

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進

(1) 食品ロス削減に向けた取組

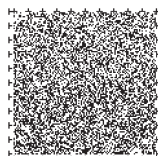
① 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発

本冊子に掲載する葛飾区食品ロス削減アクションプランに基づき、本区から出る食品ロス量を2030年までに半減させるという目標に向けて取組を進めます。「かつしかルール」の推進を基盤として、区民・事業者・区が協働して、発生抑制を最優先とした食品ロス削減や家庭における食品ロス削減、適正な再生利用の実現に向けた事業などを展開し、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が食品ロス削減を牽引する役割を担い、本アクションプランを推進していきます。

(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実

① 子どもを対象とした環境学習の充実

保育園や幼稚園、小・中学校において、学齢に応じた環境学習を実施するほか、紙芝居や学習用DVD・ビデオの貸出、リサイクル関連施設の見学なども行っています。今後も、子ども一人一人の行動がごみ減量・3Rの促進に結びつくよう、内容の充実を図るとともに、実施園・実施校を拡大していきます。





(撮影日：2020年10月6日)

② 大人を対象とした環境学習の充実

集積所を利用する方々を対象にした排出指導や、清掃協力会などとの連携による地域における清掃研修会の実施など、地域の大人へ向けた環境学習に取り組んでいます。今後も、より身近なものとして、ごみ減量・3Rを実践するきっかけとなるように、リサイクル関連施設や清掃工場などでの環境学習の実施を検討します。

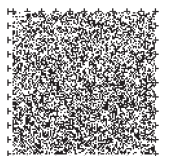
また、区民・事業者との協働により、地域における分別排出ルールの周知や啓発を実施していきます。

③ ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実

ごみ減量の必要性や具体的な取組方法について、広報紙、かつしかFM、ホームページ、「資源とごみの収集カレンダー」、スマートフォン用アプリケーション、公式フェイスブック、公式ツイッター、ユーチューブ、インスタグラムなど多様な媒体を活用し、情報提供を行っています。今後は、幅広い世代が積極的にごみ減量・3Rに取り組むことができるよう、スマートフォン用アプリケーションにかつしかルールやかつしか食べきり協力店に関する項目を追加し、内容を充実させるなど、情報提供の手法を検討します。

④ 普及啓発イベントの実施

区と葛飾清掃工場共催の「ごみ減量・清掃フェアかつしか」等の各種イベントを通じた普及啓発活動を実施しています。また、区主催のイベントだけでなく、区内大学の学園祭等のイベントにも積極的に参加し、幅広く



普及啓発活動を実施しています。今後は、普及啓発の内容の充実を図るとともに、大学等と連携した取組を検討していきます。

⑤ キャラクター（リー（R e e）ちゃん）を活用した普及啓発

区のごみ減量・3R推進キャラクターのリー（R e e）ちゃんを配布物やDVD、イベントでの着ぐるみなどで活用したり、リー（R e e）ちゃんトイレットペーパー等の葛飾区オリジナル再生品の販売などを実施しています。今後もリー（R e e）ちゃんを活用して、メディア等でごみ減量・3Rに関するPRを推進していきます。

⑥ 区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進

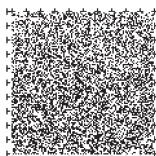
区民・事業者・区で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」では、区民や事業者が容易に実践することができる具体的な取組として「かつしかルール」を検討・決定したり、ごみ減量キャンペーンにおけるマイバッグの普及・利用促進などの活動を行っています。今後は、レジ袋だけでなく、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製品であるストローやスプーン、フォーク等を削減するため、様々なイベントで活動を実施するとともに、区民団体や事業者団体などと協働し、ごみ減量の推進を図ります。



（撮影日：2019年10月2日）

⑦ 3R推進パートナーによる3R活動の推進

地域の中で3R活動を積極的に取り組んでいく人材を育成するため、3R推進パートナー養成講座を実施し、人材を育成してきました。3R推進パートナーが活躍できる場の環境づくりに今後も引き続き取り組んで



いくとともに、自主的に活動できるように支援します。

⑧ かつしかエコライフプラザの機能の充実

平成 23 年 6 月に、ごみ減量・3Rに関する情報提供や学習、実践、活動、人材育成の拠点として、かつしかエコライフプラザを開設しました。開設後は、図書館との複合施設である利点を活かした情報提供や学習の場とするほか、各種講座の実施、環境・3Rに関するパネルや模擬ごみ等による体験型展示、リユース家具や日用不用品等の展示・販売、エコ講座の開催など様々な催しで活用し、普及啓発の一翼を担ってきました。今後も、区民・事業者に対する情報提供の場、また、活動の場としての機能を充実させていきます。併せて、3R推進パートナーの活動拠点としての活用を推進していきます。

(3) 再使用の推進

① 不用品利用の促進

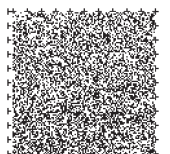
家庭で不用になった生活用品の情報を区に登録し、譲りたい人と譲ってほしい人が直接交渉をする「不用品交換情報」の制度により、物品の有効利用を図っています。特に利用期間が限られているマタニティ服や、乳幼児・子ども用品について、再使用につながるよう洋服交換会（着なくなった服を持ち寄り交換したい方と交換するイベント）を実施しています。かつしかエコライフプラザや児童館での実施以外に、保育園や幼稚園とも連携して、再使用につながる仕組みを検討していきます。

② 不用品の展示・販売

かつしかエコライフプラザと消費生活センターでは、家庭で不用になった生活用品の展示・販売を行っています。また、かつしかエコライフプラザとリサイクルセンターでは、粗大ごみとして出された家具などのうち、使用可能なものをリユース家具として展示・販売しています。今後は、不用品やリユース家具の展示・販売を行う機会の拡大について検討していきます。

③ グリーンバンク事業の推進

引き続き、不用となった樹木を有効活用するため、住宅の増改築などにより、やむを得ず伐採される庭の樹木を区が引き取り、必要な方へ提供するグリーンバンク事業を実施します。



④ 自転車のリサイクル

引き続き、駅周辺に放置・撤去され、保管期間の過ぎた引き取り手のない自転車を、東京都自転車商協同組合本田支部及び東京都自転車商協同組合亀有支部の指導を受けながら、障害のある方が車体洗浄、整備及び修理を行い、リサイクル自転車として葛飾自転車商協同組合を通じて販売します。

(4) 経済的手法によるごみ減量の推進

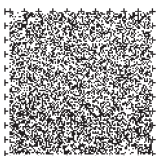
① 3Rエコポイント制度の検討

一部の商店会において、レジ袋の削減を啓発するために、マイバッグの利用者にポイントを付与する「スタンプカード事業」を行ってきました。今後も引き続き、区民が実践した3R行動をその貢献度に応じてポイント化し、物品との交換や商品の値引きなどで還元するなど、ごみ減量への動機づけにつながる仕組みを検討します。

② 家庭ごみ減量のための経済的手法の導入

経済的手法によるごみ減量方法の一つである家庭ごみの有料化は、排出するごみの量に応じて手数料を負担することにより、一人一人がごみを排出する当事者としての意識を持つようになり、多くの人が積極的に発生抑制や資源の分別などに取り組むことから、ごみ減量に一定の効果があり、また、費用負担の公平性が確保できる制度です。平成30年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査によると、80.6%の自治体が粗大ごみを含む家庭ごみ処理手数料の有料化を実施しています。

制度導入を検討するに当たっては、区民の理解と協力、また、東京都や清掃一組、23区全体での調整が必要となります。また、最終処分場の状況やごみ処理にかかるコスト、ごみ減量の必要性、有料化の効果の持続性などについて十分に検証し、区民の意識改革とその意識が具体的なごみ減量行動に結びつくようなあり方を検討しなければなりません。今後も引き続き検討を進めていきます。



2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発

① 区の率先した取組

区内最大規模の事業者でもある区は、資源循環型地域社会の担い手である自らの責任を自覚し、引き続き、庁舎やその他の区施設から発生するごみと資源の適正排出や3Rに全庁的に取り組み、ごみ減量を進めていきます。また、区で実施し成功した事例や取組内容を取りまとめ、区内事業者のごみ減量・3R活動の参考となるよう広く周知するように努めます。

② 事業者への啓発活動

事業活動によって生じる廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することが法により定められています。また、リサイクル等を行い、ごみ減量に努めることはもとより、製品や容器が廃棄物となった場合に、適正な処理が困難にならないような開発を行うことも定められています。

これらの事業者の役割や、適正な処理及びごみ減量の方法について、広報紙やパンフレットの配布、廃棄物管理責任者講習会、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」の参加団体等への説明など様々な方法で、周知の徹底を図ります。

また、商工会等と連携し、ごみ減量に取り組む事業所間で、問題点や参考となる意見を交換できる場を設け、事業者の自発的なごみ減量に向けた取組を促進します。

(2) ごみの適正排出に向けた取組

① 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導

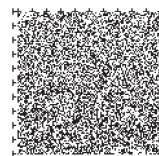
区収集を利用する事業者に対しては、適正な有料ごみ処理券の貼付や分別について指導し、適正排出を促していきます。

② 説明・相談体制の確立

事業系ごみを排出する事業所等からの廃棄物の処理委託や適正排出に関する相談及び問い合わせに、引き続き対応していきます。

③ 大規模事業所等に対する適正排出指導

大規模事業所や食品関連事業所、店舗といった、ごみと資源を多量に排出する事業所に対し、廃棄物管理責任者講習会や条例に基づく立入検査などを実施することで、ごみ減量の取組や適正処理について指導していきます。



(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援

① 取組への動機づけ

事業者がごみ減量・3Rに積極的に取り組んでいくためのインセンティブとして、「エコチャレンジ(事業者部門)」「エコマスター(事業者部門)」認定制度により、優良事業者の表彰を行うことで、事業者の自主的な取組を促進していきます。

② 業種ごとのガイドライン作成

事業系ごみは、業種によってごみの排出割合に特徴があります。今後は、紙類の多いオフィスや工場では、紙類のリサイクルの徹底を行い、生ごみの多い飲食店や小売店では、生ごみのリサイクルルートの案内など、業種ごとの特性に合わせたごみ減量・3Rの方法を、ガイドラインにまとめて情報提供することで、より効果的な事業系ごみの減量を引き続き進めていきます。

(4) 許可業者収集への移行促進

① 区収集排出基準の見直し

排出基準量(日量10kg)を超える事業者に対して、許可業者による委託収集への転換を引き続き指導します。排出基準量を超えない事業者についても、必要に応じて排出基準量を見直すことで、さらなる許可業者収集への移行を促します。

基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

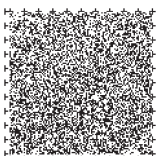
(1) 徹底的なプラスチックの資源循環

① プラスチック製容器包装の分別徹底

プラスチック製容器包装については、「資源とごみの正しい分け方・出し方」等の冊子配布や啓発活動を通して分別排出ルールの周知徹底を図るとともに、集積所を利用される方への排出指導体制について検討し、適正な分別を推進していきます。

② マイボックス運動の推進

商店会と協働し、飲食店等で食品をテイクアウトする際にワンウェイ(使い捨て)プラスチック製容器ではなく、繰り返し利用できる容器に替えて持ち帰っていただく取組を検討します。



③ 環境学習へのメニュー追加

環境への負荷の低減を図るうえで、天然資源の持続可能な利用が求められており、特に海洋プラスチックや化石資源への依存度が課題となっていることから、プラスチックのより一層の3Rを進めていくことがこれまで以上に求められています。そのため、生ごみの減量や資源の適正な分別などに加え、プラスチックに関するメニューを小学生向けの環境学習に追加し理解を深めます。

④ 事業者との協働による使用量削減の推進

「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を通じた啓発を行い、不要なレジ袋やプラスチック製のストロー、スプーン、フォークなどをもらわないよう、事業者から区民へ呼びかけを実施します。

⑤ ボトル to ボトルの推進

環境負荷の低減に向け、プラスチックを循環利用する(水平リサイクル)ため、民間事業者との協働によるボトル to ボトルを推進します。

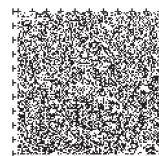
⑥ バイオマスプラスチックに関する普及啓発

プラスチックの使用が避けられないものに関し、再生材や再生可能資源であるバイオマスプラスチックを用いたものを選択いただき、長く使用いただくよう啓発を行います。特に、焼却せざるを得ないプラスチックへのバイオマス素材の導入を促進します。

例えば、バイオマスプラスチックの袋を配布し、焼却せざるを得ない場合は化石資源由来ではないプラスチックを使用することの必要性についての啓発を区民に行うことにより、バイオマスプラスチックへの理解を深めます。

⑦ バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援

代替素材(バイオマスプラスチック等)の販売や使用をする小売店(商店会)に対するインセンティブの検討を行います。



(2) 雑紙の資源化に向けた取組

① かつしかルールの普及啓発の徹底

集積所に出されるごみの中には、依然として再生可能な資源が多く混入しています。特に資源として回収できる紙類（雑紙）が多く含まれることから、今後も環境学習等を通じてかつしかルールの普及啓発の徹底や排出指導を行い、雑紙を適正に分別して排出していただくよう取り組んでいきます。

また、現在配布している「資源とごみの正しい分け方・出し方」や、「資源とごみの収集カレンダー」等をわかりやすく改訂したり、雑紙回収のためのチラシを戸別配布するなど、啓発活動の充実を図ります。



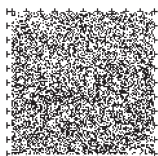
(撮影日：2020年11月7日)

② 雑紙回収チャレンジの実施

小学生を対象に、一定期間内に家庭から出る雑紙を回収するチャレンジ企画を実施し、日々どれだけの量のごみとして出されているのか、どのような紙が雑紙として資源にできるのか、家族と一緒に体験しながら雑紙の分別を図り、資源化を促進します。

③ 事業者向け環境学習

令和元年度に発行した啓発本等を活用し、3Rを意識した、さらなるごみの適正処理・減量の取組を通じ、環境への負荷を低減する「資源循環型地域社会」の形成に向け、事業者向けの環境学習に取り組めます。



(3) 新たな資源化の推進

① 燃やさないごみの資源化

燃やさないごみとして排出されているものの中には、資源として再利用できるものが多く含まれていることから、燃やさないごみに含まれる資源を選別し、資源化します。

② 粗大ごみの資源化の検討

粗大ごみに含まれる布団や金属類、木製家具などの資源化を検討します。

③ 製品プラスチックの集積所回収の検討

資源化品目を増やし、さらなる資源循環を目指すため、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチックの集積所回収を検討します。

④ 区による資源回収の推進

区では、様々な形で区民がリサイクルに参加できる機会を確保するため、集積所や拠点での資源回収を実施しています。今後は、これまでの資源回収の実施状況や、再生利用の状況などを広く周知しながら区民の意識啓発を図るとともに、収集・作業効率を考えた資源化の検討や、資源回収の拡大を検討していきます。

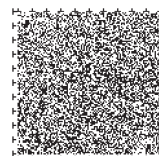
(4) 集団回収の取組支援

① 集団回収の取組支援

新たに集団回収をはじめめる団体の活動を促進させるとともに既存団体への情報提供として、各団体の取組事例を紹介していきます。また、団体の活動が安定して継続されるために、集団回収業者の確保と支援を行っていきます。



(撮影日：2019年12月15日)



(5) 資源持ち去り防止対策

① 資源持ち去り防止対策

資源の持ち去りは、区民のリサイクル意識を阻害する行為であり、集積所から古紙や缶等の資源を持ち去る行為を条例で禁止しています。防止対策として、区職員による巡回パトロールでの注意指導や資源の早朝回収の実施、持ち去り古紙GPS追跡調査による古紙買取業者への聞き取りと持ち去り古紙の搬入禁止への協力依頼を実施しています。また、特に悪質な行為には行政指導や行政処分を行います。今後も引き続き、資源持ち去り防止に向けた取組を推進していきます。

2 事業所から出る資源の循環

(1) 事業者による資源の自主回収の促進

① 事業者による資源の自主回収の促進

区では、自主的な資源回収などの環境に配慮した取組を行っている事業所を「エコチャレンジ（事業者部門）」「エコマスター（事業者部門）」認定制度によって認定しています。今後も引き続き、事業者が資源の自主回収に取り組みやすい環境を整えていきます。

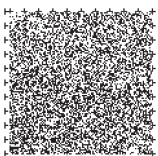
基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

① ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

区民が、ごみ収集の経費や減量化による経費削減効果を確認できるよう、ホームページ等で積極的に情報提供することによって、区民のごみ減量に対する意識の向上を図ります。



(2) 収集・運搬サービスの充実

① 収集・運搬サービスの充実

現在のごみと資源の収集は、燃やすごみは週2回、資源とプラスチック製容器包装は週1回、燃やさないごみは月2回、粗大ごみは申込制で指定日収集か持込制度を行っています。また、ごみ出しが困難な世帯への職員による訪問収集や人通りの多い駅前・繁華街等の美観の向上を目的とした、戸別収集作業など、地域の実情に即した収集サービスを実施しています。

今後もより一層の収集サービスの充実を図るほか、ごみの収集に当たっては、ごみ量に応じた車両台数の適正配備や環境に配慮した車両の導入の検討を行うほか、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえてAIを活用した車両管理を検討するなど、環境負荷の低減に向けた取組を実施していきます。

2 ごみの適正排出に向けた取組

(1) ごみの適正排出に向けた取組

① 誰もが適正に排出できる環境整備

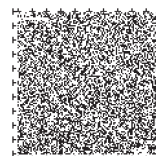
ごみと資源の分別や出し方については、「資源とごみの収集カレンダー」や広報紙等による情報提供に努め、集積所において分別や排出マナーが不適切な場合は、個別の排出指導や集積所での青空集会を実施して、適正排出の徹底に努めてきました。また、高齢者や障がい者など、ごみ出しが困難な方々の負担軽減策や外国人向け多言語看板の集積所への設置など、誰もが適正に排出できる環境を整えています。

今後は、適正処理が困難な廃棄物については、製品の製造や販売を行った事業者による引き取り等を関係機関に働きかけていきます。

体温計や乾電池、蛍光灯など水銀を含む廃棄物は、水銀に関する水俣条約や、廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき、適正に処理を行います。また、その他、危険性や有害性のある廃棄物についても、適正処理の徹底に努めていきます。

② 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策については、これまで区職員による巡回パトロールや委託による夜間パトロールの実施、区民のボランティアである協力員制度、区内郵便局との協力関係の確立、区と関係機関で構成する不法投棄対策連絡協議会の設置など、様々な対策を実施してきました。今後も、区民・事業者と協働し、実効性のある不法投棄防止対策の強化に取り組んでいきます。



③ 一般廃棄物処理業者の指導

本区では、東京二十三区清掃協議会と連携して、一般廃棄物処理業の許可の申請受付や相談業務、許可業者への立ち入り検査などの指導に取り組んでいます。今後も許可業者による適正処理の向上を図るとともに、許可業者が排出事業者へ行う適正排出の情報提供を支援します。

④ 適正なごみ処理手数料の設定

集積所に出される事業系ごみや、家庭から排出される粗大ごみなどについては、有料で収集しています。手数料を負担することで、ごみを排出する当事者としての意識を持って自ら発生抑制に取り組むこととなり、ごみ減量につながります。ごみ処理手数料については、今後も適正な手数料の設定について23区と連携しながら進めていきます。

3 中間処理

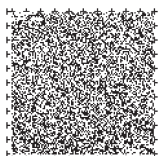
23区から排出されるごみの中間処理は、清掃一組が担っています。清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」に、中間処理に関する目標と施策体系を定めているため、その内容について以下のとおり抜粋します。

① 効率的で安定した全量処理体制の確保

施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視及び適切な点検・検査・補修を行い、故障の少ない安定した施設の稼働に努めるとともに、調達困難な部品を計画的に一括購入し管理することで、故障時の早期復旧に努めます。

施設への不適正搬入防止対策として、継続して搬入物検査を実施し、悪質な場合は23区及び東京都と連携し、搬入指導の強化や処分を実施します。また、水銀含有ごみの不適正搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、不適正搬入防止啓発用DVDを幅広く活用するなど、啓発活動を進めます。

また、AIやビッグデータ解析のICT技術を活用した故障の前兆検知技術や焼却の最適化等の焼却技術、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化など、今後展開する可能性のある処理技術等についても幅広く調査し、その動向の把握に努めます。



② 環境負荷の低減

ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。

また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を設定して遵守することで、大気汚染防止対策を徹底します。併せて、定期的に測定データをホームページに公表します。

③ 地球温暖化防止対策の推進

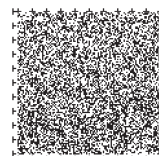
清掃工場の建替えに当たり、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。また、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物緑化を進めるとともに、積極的に再生可能エネルギーを活用した発電を進めるための太陽光パネル等の設置や、道路洗浄のための散水等としての雨水の有効利用を図ります。

その他、地球温暖化防止対策への適切な対応として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守し、また、余剰電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。

④ 最終処分場の延命化

焼却灰の資源化をさらに進め、最終処分量を計画的に削減していきます。そのため、安定した資源化実施体制を確保しつつ、現在取り組んでいる焼却灰のセメント原料化や民間の資源化施設を活用した徐冷スラグ化を進めます。また、新たな焼却灰の資源化技術として、民間施設での焼成砂化の実証確認に取り組み、更なる資源化を進めていきます。

また、不燃ごみの処理過程で発生する鉄・アルミニウムをできる限り回収し、今後は、新たに整備する中防不燃・粗大ごみ処理施設において、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、可能な限り最終処分量の削減に努めます。



⑤ 災害対策の強化

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき、施設の操業や搬入体制の確保に努めます。また、現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントは、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備後に休止とし、災害発生時の処理に備えます。また、清掃一組が所管する清掃工場の建替えに当たっては、引き続き関係法令などに基づいた工場建物の耐震性の確保や、立地条件を踏まえた地盤改良や浸水対策等に取り組むとともに、大地震発生後迅速に再稼働できるよう、非常用発電装置を設置し、施設を強靱化します。

その他、区民の安心・安全の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、23区とともに検討を進めます。東京都と協定を結んでいる救急救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。また、災害時に区等が所有するEV車への電力供給についても、区等と調整を図りながら検討を進めます。

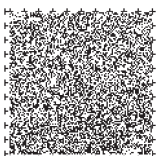
4 最終処分

① 最終処分場の延命化

清掃工場などのごみ処理施設で中間処理をした後の焼却灰などは、東京都が設置し管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立て処分を行っています。この最終処分場は23区最後の埋立処分場と言われており、今後新たな処分場を確保することは極めて困難です。したがって、最終処分場の延命化を行い、貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみ減量や資源化に取り組むことが非常に重要です。

本区においては、埋立処分場の現状について正しく理解されるよう情報提供するとともに、区民・事業者と協働してごみ減量や3Rに一層取り組み、最終処分されるごみをできる限り減らしていく必要があります。

また、中間処理の段階では、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」で定められている内容に23区が協力して取り組むことで延命化を実現します。



第8章 災害対策

本区において、大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになりますが、適正に管理されないと火災などの二次災害を招くほか、分別ができていないとその後の処理が困難になります。そこで、本区は、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」などと整合性を取りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画は災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めるものです。

また、大規模災害発生時に、発災後約3か月までの応急対策期、それ以降の復旧・復興期における役割分担や具体的な行動内容・処理の基本方針等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定するためのマニュアルを作成します。

第9章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

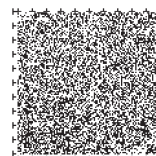
本区の下水道普及率は概成100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水排出基準内まで希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。



3 浄化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などを行うよう働きかけます。

第10章 計画の推進体制

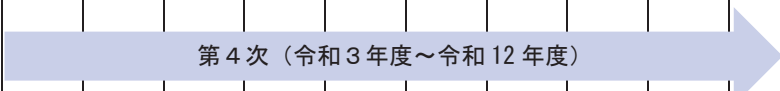
1 計画の推進体制

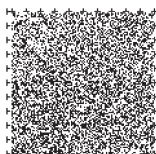
区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」にて、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や3Rの取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画の推進を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

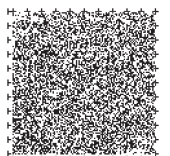
本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としています。この計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況については、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い適時公表します。なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
一般廃棄物処理 基本計画	策定	第4次（令和3年度～令和12年度） 									
						見直し					
	前年度の進捗状況とごみ量等については毎年公表する。 計画は5年ごとに見直しを行う。										
一般廃棄物処理 実施計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急に対応すべき課題については実施計画の中で対応する。										
分別収集計画 (3年ごと)			○			○			○		



資料編

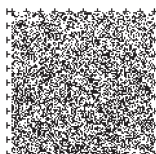
◆国の廃棄物処理に係る法体系



◆葛飾区のこれまでの取組

第3次計画策定以降の本区の主な取組を以下に示します。

平成23年4月	「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」策定
平成23年6月	インクカートリッジの拠点回収開始
	かつしかエコライフプラザ開設 （区民利用6月30日～）
平成24年4月	粗大ごみの持込制度開始
平成24年6月	資源持ち去り防止を目的とした資源の早朝回収を開始
平成24年7月	集団回収における報奨金の加算制度導入
平成25年4月	粗大ごみ中の使用済み小型電子機器等（小型家電）の選別・資源化開始
平成26年7月	古布回収の常設固定回収ボックス2か所設置
平成26年12月	小型家電（30cm以下・9品目）の拠点回収開始
平成27年2月	ペットボトルの店頭回収を廃止（拠点回収は継続）
平成28年4月	「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第3次）改定版」策定
平成28年10月	古布回収の常設固定回収ボックスを4か所増設し、計6か所に変更
平成31年4月	小型家電拠点回収の回収ボックスを3か所増設し、計9か所に変更
令和元年10月	パソコンの事業者回収開始
令和2年2月	「葛飾区版SDGs」の取組開始
	「ゼロエミッションかつしか」を宣言
令和2年4月	小型家電拠点回収の回収ボックスを18か所増設し、計27か所に変更
	蛍光管の拠点回収を廃止



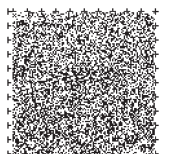
◆葛飾区・23区・東京都の事業所数の比較（産業別）

業種	葛飾区		23区		東京都	
	事業所数	%	事業所数	%	事業所数	%
合計	16,636	100.0	494,337	100.0	621,671	100.0
農業，林業	7	0.0	223	0.1	455	0.1
漁業	-	-	7	0.0	10	0.0
鉱業，採石業，砂利採取業	1	0.0	65	0.0	78	0.0
建設業	1,326	8.0	28,077	5.7	40,014	6.4
製造業	2,717	16.3	36,560	7.4	43,569	7.0
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.0	315	0.1	397	0.1
情報通信業	86	0.5	19,922	4.0	21,935	3.5
運輸業，郵便業	477	2.9	12,829	2.6	15,099	2.4
卸売業，小売業	3,785	22.8	120,853	24.5	150,728	24.3
金融業，保険業	184	1.1	8,912	1.8	10,601	1.7
不動産業，物品賃貸業	1,543	9.3	45,015	9.1	55,758	9.0
学術研究，専門・技術サービス業	478	2.9	35,299	7.1	41,129	6.6
宿泊業，飲食サービス業	2,153	12.9	71,277	14.4	89,160	14.3
生活関連サービス業，娯楽業	1,404	8.4	34,762	7.0	46,450	7.5
教育，学習支援業	368	2.2	12,767	2.6	18,381	3.0
医療，福祉	1,389	8.4	35,165	7.1	48,461	7.8
複合サービス事業	49	0.3	1,179	0.2	1,720	0.3
サービス業（他に分類されないもの）	663	4.0	31,110	6.3	37,724	6.1

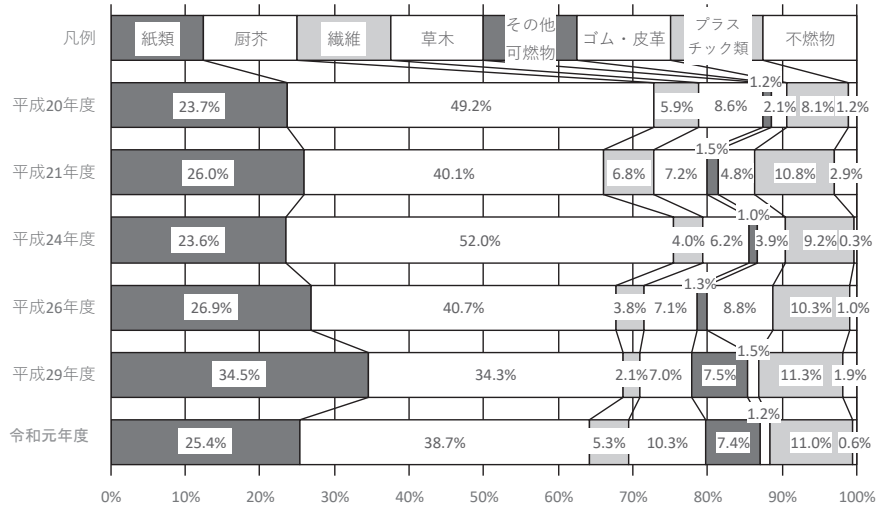
◆葛飾区・23区・東京都の従業者数の比較（産業別）

業種	葛飾区		23区		東京都	
	従業者数	%	従業者数	%	従業者数	%
合計	128,556	100.0	7,550,364	100.0	9,005,511	100.0
農業，林業	33	0.0	1,764	0.0	3,573	0.0
漁業	-	-	63	0.0	80	0.0
鉱業，採石業，砂利採取業	3	0.0	1,689	0.0	1,846	0.0
建設業	10,364	8.1	379,838	5.0	456,848	5.1
製造業	16,452	12.8	440,047	5.8	589,948	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	135	0.1	18,854	0.2	21,826	0.2
情報通信業	323	0.3	810,679	10.7	849,374	9.4
運輸業，郵便業	9,902	7.7	371,448	4.9	442,601	4.9
卸売業，小売業	28,606	22.3	1,690,141	22.4	1,983,374	22.0
金融業，保険業	2,754	2.1	376,068	5.0	410,915	4.6
不動産業，物品賃貸業	4,328	3.4	306,651	4.1	350,194	3.9
学術研究，専門・技術サービス業	2,464	1.9	432,835	5.7	488,426	5.4
宿泊業，飲食サービス業	13,998	10.9	700,884	9.3	865,996	9.6
生活関連サービス業，娯楽業	6,329	4.9	260,498	3.5	332,189	3.7
教育，学習支援業	4,232	3.3	262,657	3.5	348,350	3.9
医療，福祉	21,609	16.8	557,266	7.4	802,679	8.9
複合サービス事業	486	0.4	22,711	0.3	33,114	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	6,538	5.1	916,271	12.1	1,024,147	11.4

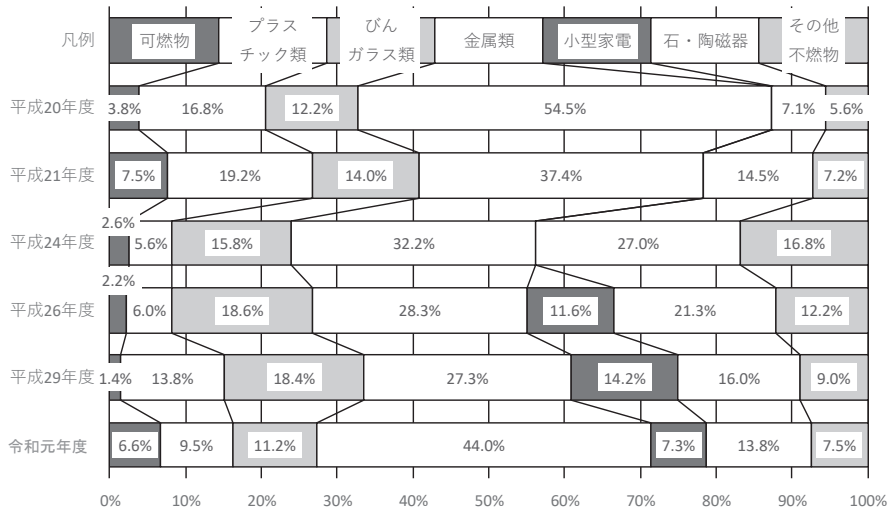
資料：平成28年経済センサス



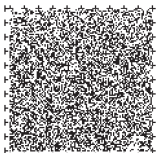
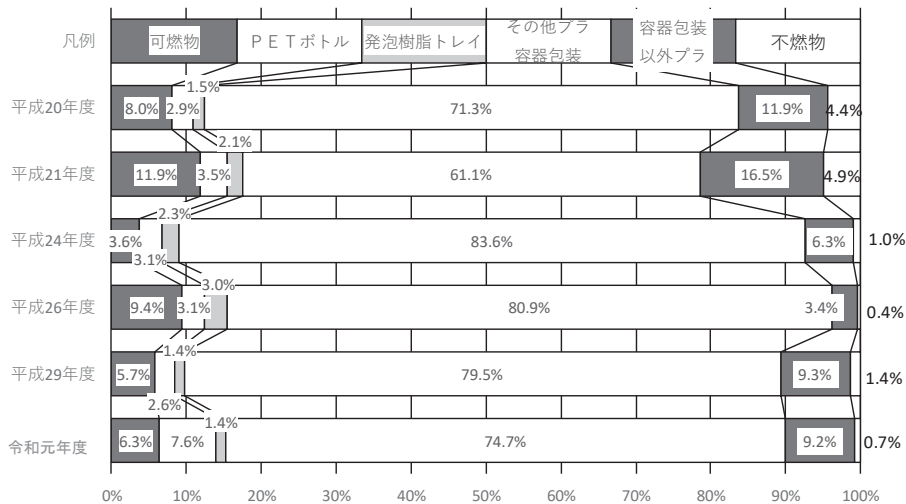
◆燃やすごみの組成の推移（家庭ごみ＋事業系ごみ）



◆燃やさないごみの組成の推移（家庭ごみ＋事業系ごみ）



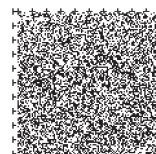
◆プラスチック製容器包装の組成の推移（家庭ごみ＋事業系ごみ）

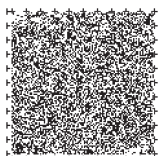


◆葛飾区の清掃事業経費の推移

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ごみの収集運搬等にかかる人件費	(百万円)	1,419	1,436	1,447	1,450	1,448	1,398
ごみ収集のための清掃車両等を民間から借りるための費用	(百万円)	1,033	1,044	1,031	1,051	1,102	1,112
資源回収・再資源化にかかる費用	(百万円)	517	550	558	560	569	572
清掃工場など中間処理施設の建設・運営にかかる費用	(百万円)	1,768	1,730	1,488	1,424	1,552	1,514
その他（システム運用や施設維持管理にかかる費用等）	(百万円)	1,258	1,263	1,248	1,230	1,237	1,247
計	(百万円)	5,995	6,023	5,773	5,714	5,908	5,844

年間の区民一人あたり	(円)	13,376	13,393	12,757	12,522	12,854	12,640
葛飾区ごみ処理単価	(円/t)	57,209	58,397	55,590	56,227	58,289	58,157
東京23区ごみ処理単価	(円/t)	55,559	56,305	55,093	56,778	59,073	58,461
葛飾区ごみ総排出量	(t)	138,147	135,723	136,882	133,028	131,936	130,844





葛飾区食品ロス削減アクションプラン

●食品ロスが引き起こす問題と課題

環境問題	<ul style="list-style-type: none"> 食糧生産により多量のエネルギーを消費している。 水分の多い食品は廃棄の際に運搬や焼却で余分なCO₂を排出している。
食糧問題	<ul style="list-style-type: none"> 日本の摂取カロリーから見た食糧自給率は37%（平成30年度農林水産省）であり、先進国の中では最低水準である。 世界では、9人に1人が栄養不足である。 日本は食べ物が豊富にあるにも関わらず、7人に1人の子どもが貧困で食べ物に困っている。

●食品ロスの現状

- 日本の食品ロス量は約612万トン（平成29年度農林水産省推計）
- 葛飾区の食品ロス量は約5,695トン（令和元年度葛飾区推計）
- 区内から発生する生ごみのうち、未使用及び未開封のまま廃棄されたものは9.6%
食べ残しは9.3%

●食品ロス削減に向けた世界の動き

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2015年9月国連サミットで採択)では、SDGs目標12「つくる責任 つかう責任」のターゲットとして、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させることを国際目標として設定。



●食品ロス削減に向けた国・都・区の実施

国	<ul style="list-style-type: none"> 「食品リサイクル法に基づく新たな基本方針」の公表（R1.7） 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の制定・施行（R1.10） 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定（R2.3）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減パートナーシップ会議（H29.9～） ゼロエミッション東京戦略の策定（R1.12）
葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> 「かつしかルール」の策定（H23.4） →「生ごみの減量」「雑紙を徹底して分別し、資源にする」をテーマとして、区民・事業者・区が協働し、葛飾区のごみ減量・リサイクル推進につなげるための取組を実施するもの。 「葛飾区版SDGs」「ゼロエミッションかつしか宣言」の発表（R2.2） →持続可能な葛飾区の発展を目指すため、SDGsの理念のもと、区民や事業者とともにゼロエミッションへの取組を実施するもの。

●本アクションプランの位置付け

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき策定するもの。
- 「葛飾区基本計画」、「葛飾区環境基本計画」及び「葛飾区食育推進計画」等と調和を図り、「葛飾区一般廃棄物処理基本計画」とともに推進するもの。

●期間

令和3年度～令和12年度の10年間（中間年に見直し）
なお、中間年以外であっても社会情勢の変化等、必要に応じて見直しを行う。

●目指すべき姿

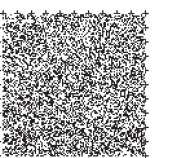
かつしかルールの目標を達成し、**2030年食品ロス量半減**
～一人一人から始まる食品ロス削減！～

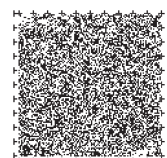
●施策の展開

発生抑制を最優先とした食品ロス削減	「かつしかルール」の普及啓発の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを中心とした若い世代への普及啓発 高齢者を中心とした大人への普及啓発 各種イベントやキャンペーンを活用した普及啓発
	家庭における食品ロス削減	<ul style="list-style-type: none"> 「食べきり」「使いきり」の徹底 計画的な買い物の実践 食材を無駄にしない保存
	事業者における食品ロス削減	<ul style="list-style-type: none"> 「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録 宴会や外食時の食べ残し削減
適正な再生利用	未利用食品の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> フードドライブ運動の推進（食品を必要とする方々へ無償で譲渡する仕組みづくり） 災害備蓄食料の有効活用
	家庭用生ごみ処理機等購入費助成	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用生ごみ処理機等購入費助成
推進体制の整備	情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの実態調査 先進的取組の情報収集及び発信
	庁内連携	<ul style="list-style-type: none"> 全庁横断的な庁内連絡会の設置

●各主体の役割

区民（消費者）	<p>食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス削減を実践する。</p> <p>消費行動のあらゆる場面において、食べきり・使いきりを徹底するとともに、事業者の取組を理解し、過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の優先購入などに努める。</p>
事業者	<p>事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。</p> <p>「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録、食品の生産から処分までのライフサイクル全体での食品ロス削減を徹底する。</p>
区（行政）	<p>区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。</p> <p>区民・事業者・区の連携強化を図り、食品ロス削減の機運の醸成や、各種施策を積極的に推進する。</p>





葛飾区食品ロス削減アクションプラン

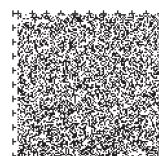
1 策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるのにも関わらず廃棄されているものであり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の平成 29 年度推計によると、日本では年間約 2,550 万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち約 24%にあたる約 612 万トンが食品ロスと試算されており、約半分は家庭から、残りの半分は食品関連事業者（以下、「事業者」という。）から排出されています。日本全体の食品ロスの量は、世界の食糧援助量（平成 30 年で年間約 390 万トン）よりも多く排出していることとなります。

国際連合食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界で飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 8 億人にのぼり、これは世界人口の 9 人に 1 人に相当します。こうした中、国内では、我が国の食料自給率カロリーベースは約 4 割と先進国の中でも最低水準であり、食料の約 6 割を海外に依存するなど、食料を海外から大量に輸入する一方で、大量の食品ロスを生み出しています。また、食品ロス・食品廃棄物の焼却処理には燃料が使われることから、地球温暖化にもつながっています。SDGs では「目標 12. つくる責任 つかう責任」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられ、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されたことから、今や食品ロス・食品廃棄物の削減は、経済・環境・社会において非常に重要な世界的問題となっています。

食品ロスに関する国際的な関心が高まる中、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が定められ、東京都では、平成 29 年 9 月より、食品製造から卸売業、小売業までの各事業者団体、消費者団体、有識者が一堂に会し、協働で取り組んでいく場として、流通段階等で発生する食品ロスの削減策について検討する「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」を設置し、各主体の自主的な行動及び連携の促進に向けて協議を進めています。さらに、令和元年 12 月に策定された「ゼロエミッション東京戦略」では、温室効果ガス実質ゼロに貢献する取組の一つとして食品ロス対策が組み込まれています。

本区では、平成 23 年 4 月に「かつしかルール」を策定し、生ごみの減量に向けた取組を実施してきたことから、かつしかルールの目標の達成が食品ロス削減に寄与するものと考えます。また、食品ロス削減は、本区が掲げている「葛飾区版 SDGs」「ゼロエミッションかつしか」の達成のためにも不可欠です。今後は、本アクションプランを基軸として、食品ロス削減に向けた取組を各主体が一体となって推進することで、持続可能な葛飾区の発展を目指していきます。



2 位置付け

本アクションプランは、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき策定するものです。また、本アクションプランは「葛飾区基本計画」、「葛飾区環境基本計画」及び「葛飾区食育推進計画」等と調和を図り、「葛飾区一般廃棄物処理基本計画」とともに推進していきます。

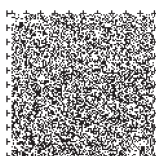
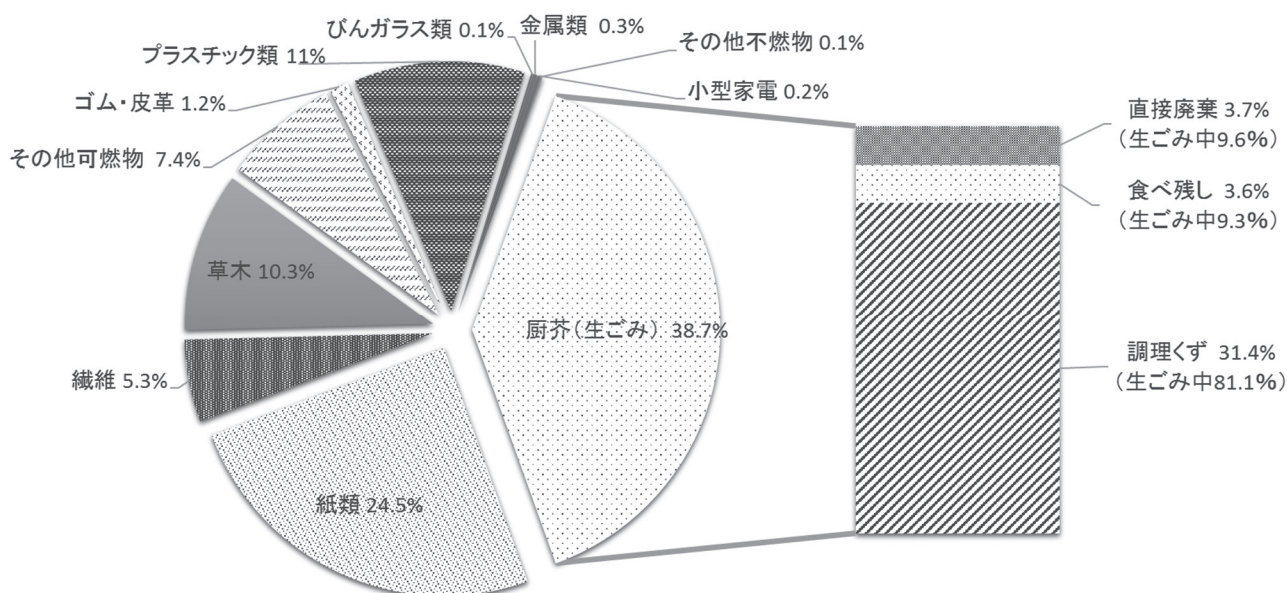
3 期間

本アクションプランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、期間の中間年に必要な見直しを行うほか、今後の社会情勢の変化、「食品ロスの削減の推進に関する法律」その他の制度の改正などを踏まえ、中間年以外であっても、必要な見直しを行うこととします。

4 葛飾区の商品ロスの現状

本区の商品やすごみに含まれる厨芥（生ごみ）類は約38%あり、燃やすごみの組成で最も多い割合を占めています。さらに、未使用及び未開封のまま廃棄されたもの（直接廃棄）は9.6%、食べ残しが9.3%であり、削減できる食品ロスが約20%あります（令和元年度調査）。

また、調理くずの中には、過剰除去も含まれているため、食材の早めの使用や調理技術の向上などが必要です。



5 目指すべき姿

本アクションプランでは、区民・事業者・区の各主体が一つになって、かつしかルールの目標を達成することで、2030年に食品ロス量を半減させることを目指します。

かつしかルールの目標を達成し、2030年食品ロス量半減 ～一人一人から始まる食品ロス削減！～

6 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

① 「かつしかルール」の普及啓発の徹底

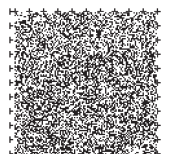
(生ごみの減量を意識する区民の割合80%以上を目指します。)

①-1 子どもを中心とした若い世代への普及啓発

日々の給食や「葛飾教育の日」といった場を活用し、子ども向けにSDGsも絡めながら、食品ロスについて教育し、食べ物に対する敬意や感謝の気持ちを育成します。

①-2 高齢者を中心とした大人への普及啓発

介護施設における講座の実施や広報紙を活用した普及啓発を行います。



①-3 各種イベントやキャンペーン、オンライン等の活用による普及啓発

3つの「きり」体験イベントや食べきり・使いきりメニューコンテストといったイベントを実施するほか、スマートフォン用アプリケーションの内容を充実させ、さらなる普及啓発を検討します。



(撮影日：2020年2月1日)

② 家庭における食品ロス削減

②-1 「食べきり」「使いきり」の徹底

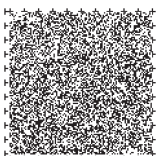
区民に対して、「食べられる分だけ料理する」「食べられる部分は使いきる」などの呼びかけを行うことで、食材の有効活用を促進します。

②-2 計画的な買い物の実践

「家にある食材をチェックしてから買い物に行く」「使いきれ的分だけ購入する」等の呼びかけにより、手つかず食品の削減を推進します。

②-3 食材を無駄にしない保存

冷蔵庫内の定期的な在庫管理の呼びかけや、賞味期限・消費期限に対する正しい知識の定着を図ることで、食材の無駄をなるべく出さないよう呼びかけます。



③ 事業者における食品ロス削減

③-1 「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録

事業者に対して、「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録のほか、小盛りメニューの設定や量り売りの導入、期限が近い商品の値引きなどの販売の工夫をしていただくよう呼びかけを行います。また、スマートフォンのアプリ等を活用したフードシェアリングサービスの導入も検討します。

③-2 宴会・外食時の食べ残し削減

利用者への少量オーダーや3010運動の呼びかけ、マイボックス運動の推進等をしていただくことで、食品ロス削減を推進します。

(2) 適正な再生利用

① 未利用食品の有効活用

①-1 フードドライブ運動の推進

フードドライブ窓口の常設化のほか、子ども食堂・食品を必要とする方々等に無償で譲渡する仕組みづくり、各種イベントでのフードドライブ活動の実施等により食材を有効活用します。

①-2 災害備蓄食料の有効活用

災害備蓄食料をフードバンク等へ寄付することで、廃棄を抑制します。

② 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

②-1 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

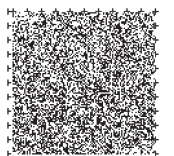
生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成制度を引き続き実施し、家庭での生ごみ減量の取組を支援します。

(3) 推進体制の整備

① 情報収集・発信

①-1 食品ロスの実態調査

施策の効果を検証できるよう、区内の食品ロスの発生状況に関する調査の実施を検討します。また、調査実施後は結果に基づいた実効性のある対策を推進します。



①-2 先進的取組の情報収集及び発信

国や都の取組のほか、本区も会員である全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などを活用し先進的取組について情報収集を行います。また、区の先進的取組事例を広報紙、かつしかFM、ホームページ等の各種広報媒体により情報発信することで、食品ロス削減に関する意識を啓発します。

② 庁内連携

②-1 全庁横断的な庁内連絡会の設置

全庁横断的な庁内連絡会を開催し、各部署における食品ロス削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、区としての課題や取組について検討を行います。

7 各主体の役割

(1) 区民（消費者）：食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。

消費行動のあらゆる場面において、食べきり・使いきを徹底するとともに、事業者の取組を理解し、過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の優先購入などに努める。

(2) 事業者：事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。

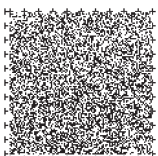
「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録、食品の生産から処分までのライフサイクル全体での食品ロス削減を徹底する。

(3) 区（行政）：区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

区民・事業者・区の連携強化を図り、食品ロス削減の機運の醸成や、各種施策を積極的に推進する。

8 推進体制

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画」とともに、区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行います。また、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、食品ロス削減を牽引する役割を担い、本アクションプランを推進していきます。



葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）

発行日：令和3年4月

発行：葛飾区

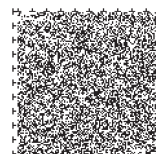
〒124-8555

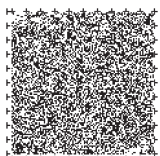
東京都葛飾区立石5-13-1

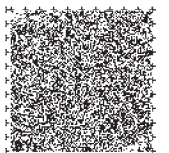
TEL：03-3695-1111（代表）

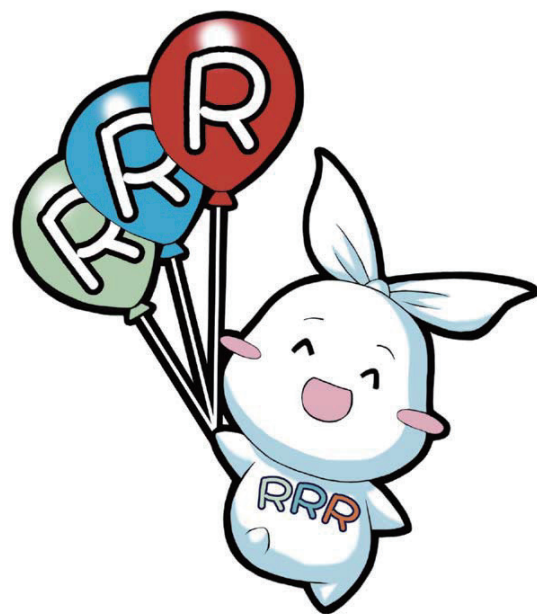
ホームページ：<http://www.city.katsushika.lg.jp/>

編集：葛飾区環境部リサイクル清掃課









葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター
リー (R e e)ちゃん

